

中間とりまとめに基づく具体的な進め方

(前回の議論を踏まえた修正案)

- 自律的な管理の実施状況のモニタリングについて
- SDSの記載内容の見直しについて

自律的な管理の実施状況のモニタリングについて

中間とりまとめ

- 化学物質の取扱いの規模が一定以上の企業は、定期的に、自律的な管理の実施状況について、インダストリアル・ハイジニスト等の専門家の確認・指導を受けること。

【前回の案】

- 専門家の確認・指導を受ける必要がある規模は、年間●トン以上の化学物質（ラベル表示・SDS義務対象物質）の製造又は取扱いを行っている製造業の事業場（P）としてはどうか。
- 確認・指導を受ける頻度は、3年以内ごとに1回としてはどうか。
- 専門家の確認は、事業場における自律的な管理が適切に行われているかどうかを確認することを目的とすることから、外部の者であることを原則としつつ、一定の場合は内部の者でも可能としてはどうか。この際、一定の場合とはどのような場合を想定するべきか。
- 専門家に求められる資質・資格は、例えば以下のいずれかに該当する者としてはどうか。
 - ・ 労働衛生コンサルタント（衛生工学）資格を有し、3年以上化学物質管理に係る活動実績がある者
 - ・ 衛生管理者（第1種、衛生工学）資格を有し、10年以上化学物質管理の実務経験を有する者
 - ・ オキュペイショナル・ハイジニスト（日本作業環境測定協会）資格を有する者

（前回の主なご意見）

- ・ 対象は、製造又は取り扱いが一定以上の企業の場合というものではなく、重大な労働災害を起こした企業、それらを起こした物質を新たに扱う企業など、管理の重点強化が必要な企業とするべき。
- ・ 一律に取扱い量で対象とする方針は受け入れられない。
- ・ 健康障害事案が発生した場合その他監督官、専門官が必要と認めた場合というような要件を加えてはどうか。
- ・ 量的基準に加えて、質的基準も設けるべき。中小企業の方が、より厳しい状況にある。
- ・ 外部の専門家を入れる時の機密保持、企業秘密の保護について留意いただきたい。
- ・ 専門家に求める資質について、ハイジニストは海外資格も含めるべき。

自律的な管理の実施状況のモニタリングについて（続き）

【修正案】

以下の整理としてはどうか。

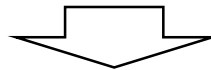
- 専門家の確認・指導を受ける必要がある事業場は、化学物質による労働災害（休業4日未満も含む）を発生させた事業場などであって、自律管理が適切に行われていない可能性があるとして労働基準監督署が（専門家による指導が）必要と認めた事業場とする。
- 上記の要件とすることを前提に、確認・指導を行う専門家は外部の専門家とする。
- 専門家に対する公的な資格の付与や位置づけについては、国において検討する。
- 労働基準監督署の指示に基づく確認・指導であることから、結果は監督署に報告させることとする。
- 専門家に求められる資質・資格は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - ・ 労働衛生コンサルタント（衛生工学）資格を有し、5年以上化学物質管理に係る活動実績がある者
 - ・ 衛生管理者（衛生工学）資格を有し、8年以上化学物質管理の実務経験を有する者
 - ・ オキュペイショナル・ハイジニスト（IOHA（International Occupational Hygiene Association国際オキュペイショナルハイジーン協会）が認証している育成プログラムを想定）資格を有する者
 - ・ その他同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

中間とりまとめ

- SDSの交付義務対象物質を譲渡・提供する者は、自らが交付するSDSの記載内容について、危険性・有害性に関する情報の更新状況を定期的に確認しなければならないこととし、更新されている場合はSDSの記載内容を改正し、一定期間内等にSDSを再交付しなければならないこととする。

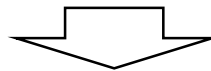
【前回の案】

- 危険性・有害性に関する情報が変更されていることを確認した場合は、6月以内に情報を更新（ラベルの変更、SDSの再交付）しなければならないこととしてはどうか。



(前回の主なご意見)

- ・ SDS記載内容の更新については、6か月よりも延ばしていただきたい。



【修正案】

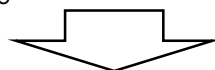
以下の整理としてはどうか。

- 危険性・有害性に関する情報が変更されていることを確認した場合は、1年以内に情報を更新（ラベルの変更、SDSの再交付）しなければならないこととする。

SDSの記載内容の見直しについて（続き）

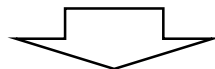
【前回の案】

- 今後SDS交付義務対象物質が大幅に増えることを見越し、SDSに記載することが必須となっている成分（化学物質の名称）及び成分量（10%単位の範囲表示による重量パーセント）について、混合物としてのSDSを交付する場合は、含有量が10%未満の物質については、成分及び含有量の記載は不要とすることとしてはどうか。



（前回の主なご意見）

- ・ 10%で切ると、ぎりぎり10%未満のもので製品を作るなど悪用されるおそれ。
- ・ 各会社の秘密に属する情報を除外することは必要だと思うが、特別則対象物質は表示させるべきではないか。
- ・ 10%という数字は大きすぎる。もっと引き下げるべき。
- ・ 数字で切るという考え方はやめた方がいい。危険性・有害性のあるものは記載させ、それ以外は記載不要という整理でよいのではないか。



【修正案】

以下の整理としてはどうか。

- SDS交付義務対象物質（危険性・有害性が確認されている物質）については、成分（化学物質の名称）及び成分量の記載を原則としつつ、SDSは公開文書であることも踏まえ、当該情報が企業機密に該当する場合は、記載しなくてもよいこととする。
- ただし、有機溶剤等、特定化学物質、鉛等、四アルキル鉛等は、必ず成分及び成分量を記載しなければならないこととする。 ※有機則等の適用の有無を判断する必要があるため
- ばく露限界値（仮称）が設定されている物質は、成分は必ず記載しなければならないこととする。 ※ばく露限界値（仮称）の適用の有無を判断する必要があるため

【参考】 GHSにおける記載

<営業秘密情報>

- ラベル又はSDSで要求される情報については、営業秘密情報の申請は物質の名前と混合物中の濃度に制限するべきである。他のすべての情報は、要求どおり、ラベル又はSDSで開示するべきである。
- 営業秘密情報がある場合は、ラベル又はSDSでその事実を示すべきである。
- 営業秘密情報は、所管官庁に開示するべきである。所管官庁は適用される法律と慣行に従い、情報の機密性を保護するべきである。

<SDSにおける組成及び成分情報>

- 混合物については、GHSの基準において健康又は環境に有害で、かつカットオフ値を超えて含有されている、すべての危険有害性成分の物質の特定名と、特定番号、濃度又は濃度範囲を示すこと。製造者又は供給者は、危険有害性のない成分も含めて、すべての成分を示してもよい。
- 成分に関する情報については、営業秘密情報についての所管官庁の規制が製品特定の規制に優先される。該当する場合には成分に関する営業秘密情報が省略されていることを示すこと。
- 混合物の成分の濃度範囲に関して以下のように記述するべきである。
 - ・ 正確な百分率が降順により重量又は体積で表示
 - ・ 適切な国の所管官庁によって受け入れられる場合には降順により重量又は体積を百分率の範囲で表示

SDSにおけるCBI（営業秘密情報）の取り扱い

	安衛法に基づく特別規則の適用を受ける物質	ばく露限界値が設定されている物質	左記以外の物質
名称	省略不可	省略不可	省略不可
成分及び含有量	省略不可	含有量のみ省略可 ※営業秘密情報がある旨を明記する	省略可 ※営業秘密情報がある旨を明記する
物理的及び化学的性質	省略不可	省略不可	省略不可
人体に及ぼす作用	省略不可	省略不可	省略不可
貯蔵又は取り扱い上の注意	省略不可	省略不可	省略不可
流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置	省略不可	省略不可	省略不可
通知を行う者の氏名、住所及び電話番号	省略不可	省略不可	省略不可
危険性又は有害性の要約	省略不可	省略不可	省略不可
安定性及び反応性	省略不可	省略不可	省略不可
適用される法令	省略不可	省略不可	省略不可
その他参考となる事項	省略不可	省略不可	省略不可